

船舶事故調査報告書

平成24年6月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成23年3月31日（木） 07時00分ごろ～16時50分ごろの間）
発生場所	不明（琵琶湖北部の滋賀県長浜市大浦の湖岸～同市竹生島 ^{ちくぶ} 東方2,000m付近の間）
事故調査の経過	<p>平成23年4月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての操縦者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{よしだ} 吉田号、5トン未満 270-41796滋賀、個人所有 4.37m(Lr)×2.00m×0.90m、FRP ガソリン機関、36.80kW、平成9年7月 最大搭載乗員 旅客4人、船員1人計5人
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 50歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年5月18日 免許証交付日 平成14年4月14日 （平成19年4月23日まで有効）
死傷者等	死亡 2人（操縦者及び同乗者）
損傷	機関等が濡損
事故の経過	<p>本船は、操舵室及び船室がなく、船尾部に船外機を備えたモーターボートであり、操縦者が、貸ボート業者（以下「本件業者」という。）から借り受け、同乗者1人と共に乗船し、平成23年3月31日07時00分ごろ、トローリングによる釣りをを行うために大浦の湖岸から出航した。</p> <p>本船は、16時50分ごろ、長浜市丁野川^{ちやうの}河口の西方3,100m（竹生島東方2,000m）付近において、航行中の船舶により、船底を上にして転覆した状態で漂流しているところを発見され、110番通報された。</p> <p>滋賀県警察本部の警備艇やヘリコプターなどが付近水域を捜索した結果、17時55分ごろ、本船発見場所付近において漂流している操縦者が発見され、また、19時05分ごろ漂流している同乗者が発見され、病院に搬送された。</p> <p>操縦者及び同乗者は、病院で死亡が確認され、死因は溺死と検案された。</p> <p>本船は、警備艇により発生場所の東方にある長浜市早崎へえい航された。</p>

気象・海象

(1) 気象

気象観測値

本船発見場所の東南東方10km付近に位置する長浜市所在の長浜地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。

時刻 (時:分)	10分間平均		最大瞬間		降水量 (mm)
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	
06:00	SE	0.3	E	1.0	0.0
07:00	ESE	0.4	E	1.9	0.0
08:00	SE	0.8	SE	1.5	0.0
09:00	SSW	1.5	SSW	2.3	0.0
10:00	NW	1.4	WNW	2.9	0.0
11:00	NNW	3.8	NNW	7.2	0.0
12:00	NNW	4.9	NNW	9.5	0.0
13:00	NW	2.6	WNW	7.5	0.0
14:00	NW	3.9	N	7.8	0.0
15:00	NW	4.4	NNW	9.4	0.0
16:00	NW	3.7	WNW	9.6	0.0
17:00	NW	3.3	WNW	7.3	0.0
18:00	NW	3.0	NW	6.4	0.0

(2) 海象

波高 不詳、水温 約8～9℃

その他の事項

本件業者は、15年前から貸ポート業を営んでおり、船外機付きのポート17隻及び手こぎポート5隻を所有していたほか、顧客から依頼されたポートなど約30隻を保管していた。

操縦者は、平成17年7月17日に初回のレンタル申込書を記載しており、その後、10回程度貸しポートで釣りに出掛けていた。

本件業者は、本事故当日の06時30分ごろ、来店した操縦者及び同乗者と共に本船の船体の損傷状況などを確認するとともに、口頭で風が吹いてきたら避難することなどについて注意し、17時00分ごろまでに帰港するように伝えて本船を貸し出した。また、本件業者は、操縦者及び同乗者が膨張式の救命胴衣を持参しているのを知っていたが、黄色の固形式の救命胴衣を貸し出した。

琵琶湖では、びわます釣りとブラックバス釣りが盛んであり、いずれもトローリングにより釣りを行っており、この釣りに慣れている本件業者の顧客は、竹生島周辺で釣ることが多かった。

貸しポートは、貸出し時間が17時00分までとなっており、これまで、操縦者が釣りに出掛けたときには、17時10分ごろ帰港していた。

本件業者は、17時20分ごろになっても帰港しないので、操縦者の携帯電話にかけてみたが繋がらず、17時30分ごろ警察から電話で帰還の有無の確認があった。

本船は、引き揚げられたとき、操縦ハンドルが中立の位置にあり、プロペラにトローリングの釣り糸が絡まっていた。

操縦者は、上下ダウンの防寒衣の上に膨張式の救命胴衣を着用しており、また、同乗者は、ジャンパーと胸のところまであるウェーダー（胴長靴）を着用しており、その上に膨張式の救命胴衣を着用していた。

	操縦者及び同乗者は、発見された時、いずれも救命胴衣が膨張していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>本船は、07時00分ごろ琵琶湖北部の長浜市大浦の湖岸を出航後、16時50分ごろ竹生島東方2,000m付近で転覆した状態で発見されたことから、この間において、転覆したものと考えられる。</p> <p>本船が出航後には、10時00分ごろ風向が南寄りから北寄りに変化するとともに、11時00分ごろから風速が増し、12時00分の最大瞬間風速が9.5m/sに達しており、本船は、風の影響を受けたことから、転覆した可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本船が転覆した際に落水したか、プロペラに絡まった釣り糸を外そうとした際に落水した可能性があると考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者及び同乗者の死因は、溺死であった。</p> <p>操縦者及び同乗者は、落水したことから溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、本船が、琵琶湖北部の長浜市大浦の湖岸を出航後、風の影響を受けたため、転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。	